

令和4年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年6月2日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		総 務 課 長	藤下 真人		
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長 兼 保 險 医 療 課 長	不破 生美
		次 子 長 兼 ど も 長	舘林 久美	住 民 課 長	戸谷 政司
		介 護 支 援 課 長	後藤 雅幸	健 康 推 進 課 長	小澤 有加
産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	土 木 農 政 課 長	東方 俊樹	
教 育 委 員 局 会 事 務	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	2 番	三 浦 知 将	3 番	石 原 裕 介	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告について
- 日程第4 報告第2号 令和3年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第25号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議案第26号 蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第27号 蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第28号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第29号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第30号 蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第31号 庁舎屋根防水及び外壁改修工事請負契約締結について
- 日程第12 議案第32号 須西小学校トイレ改修工事請負契約締結について
- 日程第13 議案第33号 学戸小学校トイレ改修工事請負契約締結について
- 日程第14 議案第34号 町道路線認定について
- 日程第15 議案第35号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第36号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第37号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第38号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第19 議案第31号 庁舎屋根防水及び外壁改修工事請負契約締結について
- 追加日程第20 議案第32号 須西小学校トイレ改修工事請負契約締結について
- 追加日程第21 議案第33号 学戸小学校トイレ改修工事請負契約締結について
- 追加日程第22 議案第35号 令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和4年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、皆様には円滑な議会運営にご協力いただいておりますこと、感謝申し上げます。身の回りの感染リスクを考慮していただき、感染予防に引き続き努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしく願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名いたします。

ここで本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、吉田正昭君、お願いいたします。

○議会運営委員長 吉田正昭君

それでは、議会運営委員会の皆さん、協議会室にお集まりいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

本会議を暫時休憩といたします。

よろしく願いします。

(午前9時01分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時06分)

○議長 佐藤 茂君

ここで、去る5月26日に開催されました議会運営委員会並びに今開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る令和4年5月26日に開かれました令和4年第2回6月定例会の第1回の議会運営委員会の結果を報告させていただきます。

最初に、会期の決定についてです。令和4年6月2日木曜日から6月24日金曜日までの23日間とします。

2の議事日程についてです。

6月2日木曜日の本日午前9時より議案上程、付託、精読、先議案件、審議、採決。全員協議会としまして、1回目は、議案第35号上程後に本会議中に暫時休憩として行います。2回目は、本会議終了後に行います。その後、議員総会を開きます。議案は第31号から第33号まで、そして第35号です。

3日金曜日午前9時です。2日に終了または開催できなかった場合です。

そして、9日木曜日午前9時より総務民生常任委員会、付託事件審査及び所管事務調査です。議案は第25号から第29号まで、そして、今後の打ち合わせがあります。午後1時30分より、防災建設常任委員会、付託事件審査、所管事務調査、議案第30号、第34号です。今後の打ち合わせがあります。

そして、15日水曜日午前9時より一般質問、終了後、議会広報編集委員会、8月1日発行号の割り付け等です。そして、議会運営委員会、意見書等の取りまとめを行います。

16日木曜日午前9時。15日に終了または開催できなかった場合。

そして、24日金曜日午前9時。委員長報告、議案審議、採決、閉会、そして議員総会となります。

3の先議案件についてです。

(1) 議案第31号「庁舎屋根防水及び外壁改修工事請負契約締結について」。(2) 議案第32号「須西小学校トイレ改修工事請負契約締結について」。(3) 議案第33号「学戸小学校トイレ改修工事請負契約締結について」。次に、(4) 議案第35号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」。以上4件は、初日に追加日程により審議、採決します。

なお、議案第35号については、提案理由の説明の後に暫時休憩とし、全員協議会を開催し、詳細説明を受けることとします。

4の議案の訂正について。

(1) 議案第23号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」。(2) 議案第24号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」。以上2件は、令和4

年第2回臨時会（令和4年5月19日開催）において議決したが、訂正を要する箇所が判明したため、令和4年第2回定例会初日に、議案第35号上程後の全員協議会において詳細説明を受けることとする。

そして、5番、総務民生常任委員会、所管事務調査について。

6月9日木曜日、付託事件審査終了後に今後の調査について打ち合わせを行う。

6、防災建設常任委員会、所管事務調査について。

6月9日木曜日、付託事件審査終了後に今後の調査について打ち合わせを行う。

7の一般質問についてです。

通告書様式により、質問の要旨を初日の前日正午までに議長へ通告する。答弁を求める者についても通告書に記載されたい。

質問数については制限しないが、新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ご協力をお願いする。

質問の際の議員提出参考資料については、質問1日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出する。質問当日にパネル等を使用する議員は、あらかじめ分かっている場合は、通告書にその旨を記載する。

タブレットや書画カメラを使用する場合は、事前に事務局まで連絡する。書画カメラは、6月9日から16日までの間、業者から試験的に借用する。

8の意見書等について。

3月定例会から継続審議となっていた（1）及び（2）と3月定例会以後に提出された（3）から（14）の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議する。

- （1）毛嘉萍（もうかへい）さんの早期救出を求める意見書。
- （2）日本政府に核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書。
- （3）保育所等の4歳児と5歳児の配置基準改善を求める意見書。
- （4）国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書。
- （5）日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。
- （6）沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書。
- （7）最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書。
- （8）公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書。
- （9）直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書。
- （10）住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書。
- （11）地方財政の拡充を求める意見書。
- （12）福祉職員や保育で働く職員の人材定着・確保のための職員配置基準と報酬・公定価

格を抜本的に改善し、離職しない福祉・保育職場の実現を求める意見書。

(13) 消費税率5%への引き下げと大企業や富裕層への適正な課税、インボイス制度の中止を求める意見書。

(14) 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書。

9のその他です。

(1) 議員総会の開催について。6月2日木曜、本会議終了後の全員協議会の終了後及び6月24日金曜日、本会議終了後に、本会議場において議員総会を開催し、今年度議会報告会について協議する。

(2) 議員普通救命講習会の開催について。議員互助会の令和4年度事業計画で開催を予定しているが、コロナ感染状況を鑑みて、6月実施は見送り、時期未定の延期とする。

次に、先ほど開催しました第2回の議会運営委員会の結果を報告させていただきます。口頭報告とさせていただきます。

議事日程の変更についてです。令和4年5月31日付け変更告示で告示されたとおり、報告議案が1件追加されたことと、それに伴い報告議案番号に変更が生じたため、改めて配付したとおり議事日程を変更する。

以上、報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番三浦知将君、3番石原裕介君を指名いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会議は、本日から6月24日までの23日間としたいと思っております。これについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページのほうをお願いいたします。

別紙といたしまして、専決内容のほうを2ページにお示しをしております。

専決年月日、令和4年5月31日。

発生年月日、平成30年6月9日。

発生場所、蟹江町錦三丁目地内。

概要、道路の一部に陥没部分があったため、原動機付自転車が転倒し、相手方に損害及び物的損害を与えたもの。

相手方、愛知県海部郡大治町在住者外1名。

所属、土木農政課。

損害賠償の額は33万円でございます。

今回の事案につきましては、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することといたしまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、今後は、こうした事案も含めまして、相手方が存在する軽微な損害賠償についても、和解をした場合には専決処分をいたしまして、その報告をさせていただきますので、あらかじめご承知おきのほど、よろしくお願い申し上げます。

では、以上のとおりご報告いたしますので、ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、報告第1号につきまして、土木農政課より補足説明をさせていただきます。

令和4年6月議会、報告第1号補足資料をご覧ください。

1、専決処分の経緯でございます。

令和3年12月10日付で議会へ報告をさせていただきましたが、損害賠償（交通）請求事件について、令和4年5月19日付で津島簡易裁判所より民事調停法第17条の決定が下されました。町としましては、その内容に異議はございませんので、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和4年5月31日付で専決処分を行ったものでございます。

2、事故の概要、3、損害賠償及び和解の相手方につきましては、先ほどご報告した内容と同じですので、省略をさせていただきます。

4、和解の内容でございます。

(1) 町は相手方に対し、本件交通事故の和解金として33万円の支払義務があることを認める。

(2) 町は相手方に対し、前項の金員を令和4年6月30日限り、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は町の負担とする。

(3) 相手方はその余の請求を放棄する。

(4) 相手方及び町は、相手方と町の間には本件交通事故に関し、本条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とする。

以上の5項目についてが和解内容となります。

2ページ目をご覧ください。

2ページ目は箇所図となっております、西尾張中央道東側の南北道路の赤丸の箇所が事故発生場所となっております。

以上が補足説明となります。

○議長 佐藤 茂君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

これ、平成30年ですよ。4年かかっておるわけですけども、なぜこれだけの期間がかかったのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

事故が起きたのは平成30年なんですけど、その後、相手方はほかの事故も起こしております、そちらの和解等の手続きがありました。その中で、町のこちらの部分に関しては、こういった長期間にわたる和解ということになったということになっております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

今、ほかの事故を起こしておったのでということですけども、これはどういう、だから何で、4年かかったというんですけども、その辺がちょっとよく理解できません。もうちょっと詳しくお願いできますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

この事故の後に、単独で事故を起こしておるというふうにお聞きしてまして、そちらの事故の処理がかなりかかったというふうにお聞きしているんですけど、それをもって、町としまして……別の事故を起こしたというところで、ここまで時間がかかったというふうでしかお答えできないです、すみません。

○総務部長 浅野幸司君

では、すみません、私のほうからご答弁させていただきます。

担当課のほうから、ご報告も含めて、総務のほうで訟務担当しておりますので、逐次連携を取ってやってきたんですけれども、今、黒川議員ご指摘のところ、実際事故は、発生したのが平成30年なんですけれども、実は相手方、今回相手方、大治町に在住の方なんですけれども、ほかにその後、もしくはその前後ぐらいに同様の事故を起こしていて、そっちはそっちで、相手方が一生懸命裁判というか、そっちの事案についてやっていたということで、最終的に町が被告になった、訴えられたのはそれ以降でございますので、そういう事故が発生したというのは町としては認識をしておりましたけれども、実際訴訟、係争案件に至ったというのは、向こうの、いわゆる町に対して、いわゆる原告側が町を被告として訴えたというのがそれ以降でございますので、そのタイムラグがございます。

非常に私ども、総務も含めて、担当課のほうも、どうなっておるんだろうなということは議論は随時しておりましたけれども、向こうから訴状が出てくる、もしくは何がしかの動きがない以上は、町としても対応できないということで、私どもとしては体制だけはしっかり取って、今回に至った。

それで、向こうの、先方のほうが、もう一方の事故のほうに落ち着いたんで、じゃ、平成30年に発生した蟹江町の町道のところの事案について裁判所に訴えたと。向こう側が落ち着いたから訴えたということは聞いておりますけれども、そのような経緯でございます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

ですから、事故が前後しちゃったわけですね。後から起きたやつを向こうの方が最初にやって、最初にやった、平成30年に起きたのは後になっておる。

いつ、相手の方は蟹江町に訴訟されたんですか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えさせていただきます。

事故は平成30年6月9日に発生はしておるんですが、その間は保険者同士で和解に向けた話し合いをしておりまして、なかなかそこが折り合わないということもございまして、その後、相手方が令和3年12月3日付で、津島簡易裁判所のほうへ手続きを踏んでおります。それから裁判に着手しておりまして、今回和解に至ったというのが経緯でございます。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

だから、ちょっとよく分からないんだけど、じゃそのとき、平成30年か、最初来たときに、ある程度の話し合いはされておるわけだね、当事者と町としては。それで、普通はそのときに訴訟というか、そういうことを起こさなきゃ、軽い示談みたいな形で普通は済むん

じゃないかなと思うんですよ。それが改めて、今言われた、令和3年に出されたのかな、1年前ぐらいに出されたということになると、ちょっとこれ、変な話というか。

その間、そうすると、向こうは何も町に対して言ってこなかったわけなんでしょう。そうでもないの。何かいろいろ言ってきておったわけ。

もう一つ、相手さんは弁護士さん使う、個人でやってみえる、弁護士さん使っておるわね、当然。相手の方、大治の方、弁護士さん使っておるわけだから、弁護士さん使っておって、何でこんなおかしなことやるのかなというのが一般的な考え方じゃないかなと思うんですけれども、その辺をちょっと整理して。分かりますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、お答えをさせていただきます。

今回の交通事故に至っては、お互い保険会社の弁護士を使って折衝はしてまいりました。その中で、和解に向けた着地点がなかなか見つからんというところもございまして、度重なる話し合はずっとしておったんですが、最終的には、やっぱり裁判ということで結論を出そうかということで、双方の弁護士が話し合った結果、こういうような12月3日の着手に至ったという経緯となっております。その間には、度重なる協議はしておりました。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、それまでに裁判を起こすまでに何とかまとまらなかったのか。まとまらんかったから、相手が裁判、訴えたんだけど、損害賠償33万円ということで、実際向こうの請求ってどのぐらいだったんですか、分かりますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

おおむね、約130万円ぐらいだと聞いております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

130万円で、和解で33万円で落ち着いたということで。

それ、今の話聞いていると、同じような事故がもう一件あったということだよ。そうなってくると、何か、相手もどんな人物かも全然分からないけれども、うんと頭をかしげるような、だと思っただけです。

そこで、あと、そのほかに訴訟費用と調停費用か、各自負担ということで、実際、相手も33万円賠償もらって、裁判費用出して、本当にどうなのかと。その辺で、どのぐらいなんですか。分かりますか。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

現在、裁判費用等については、ちょっと把握はしてございませんが、全て、これは町が加入している総合賠償保険によって支払うことになろうかと思っております、これは。町のほうの持

ち出しはございません。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、報告第1号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第4 報告第2号「令和3年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第2号「令和3年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」。

令和3年度蟹江町一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページのほうをお願いいたします。

令和3年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書。

主な内容といたしましては、国の補正予算に係る補助を受けまして、住民税の非課税世帯等に対する支援や小学校のトイレの洋式化の改修工事を施行するものでございます。いずれも本年3月の定例議会に補正予算として上程をさせていただいたものでございます。

内容でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、住民情報管理事業としまして、翌年度繰越額が148万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）、翌年度繰越額が2億924万3,000円。

同じく民生費で、2項児童福祉費、事業名、子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯に対する臨時特別給付）、翌年度繰越額が684万9,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業委員会管理費、翌年度繰越額が4万円。

9款教育費、2項小学校費、事業名、小学校施設整備事業、翌年度繰越額が1億8,202万9,000円。

合計といたしまして、3億9,964万6,000円の繰越額でございます。

なお、それぞれの繰越額の財源内訳につきましては、未収入特定財源といたしまして、国庫補助金と地方債、一般財源には前年度繰越金を充当させていただくものでございます。

以上のとおりご報告いたしますので、ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、報告第2号「令和3年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第5 議案第25号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第25号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」。

蟹江町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

蟹江町個人情報保護条例（平成15年蟹江町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をいたします。

1 ページの下段、提案理由をご覧ください。

提案理由。この案を提出するのは、統計法の一部改正に伴い必要があるからである。

なお、2 ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、3 ページのほうをお願いいたします。

3 ページ、蟹江町個人情報保護条例の一部改正要点。

第41条、適用除外。統計法（平成19年法律第53号）の改正に伴い、蟹江町個人情報保護条例で引用する同法律の引用規定を整理するため、「第52条第1項に規定する」を「第52条各号（第2号を除く。）に掲げる」に改正。

附則といたしまして、公布の日を施行日といたしました。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務

民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第6 議案第26号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第26号「蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正について」。

蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。この案を提出するのは、個人番号カードを使用して多機能端末機で印鑑登録証明書等を取得できるようにするため、必要があるからである。

3ページ、4ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例及び蟹江町手数料条例の一部改正要点です。

まず、蟹江町印鑑の登録及び証明に関する条例の改正要点でございます。

第7条、印鑑登録証。第4項、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付する場合、第7条第4項は適用しないことを規定。

第10条の2、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付。印鑑の登録を受けている者は、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、印鑑登録証明書の交付を受けられることを規定。

続きまして、蟹江町手数料条例の改正要点でございます。

第7条、減免等。第3項、多機能端末機により住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付する場合、第7条第1項及び第2項は適用しないことを規定。

附則、令和4年10月1日を施行日といたしました。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと単純なことで、これって、手数料関係ってどうなるんですか、単純な。

○住民課長 戸谷政司君

ただいまご質問いただきました手数料の関係でございますけれども、今窓口で、住民票も印鑑登録証も200円で発行させていただいておるところです。今回、コンビニで交付する場合も、よその市町ですと割引とかございますけれども、蟹江町の場合、200円という設定になってございますので、コンビニで発行した場合も200円と、同様の金額を頂くような予定で今進めております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第7 議案第27号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第27号「蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」。

蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町証人等の実費弁償に関する条例（平成3年蟹江町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正要点でご説明をさせていただきます。

1 ページ下段の提案理由のほうをお願いいたします。

提案理由。この案を提出するのは、常勤特別職及び一般職の旅費との均衡を図るため、改正する必要があるからである。

なお、2 ページにつきましては新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、3 ページのほうをお願いいたします。

蟹江町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正要点。

第2条、実費弁償の額。

(1) 日当、日当の額を9,600円から2,600円に変更。

(2) 鉄道賃、それから船賃、それぞれ実費から特別職相当の旅客運賃等に変更、それから、車賃を37円から25円に変更、宿泊料を甲地方1万3,100円、乙地方1万1,800円のそれぞれ異なる金額から、甲乙地方を廃し、一律1万3,100円に変更。

それから、附則。施行期日を、公布日を施行とさせていただくものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがひまして、議案第27号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第8 議案第28号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第28号「蟹江町税条例等の一部改正について」。

蟹江町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例等の一部を改正する条例。

今般は、2条建ての一部改正条例でございます。

6ページのほうをお願いいたします。

6ページの下段でございます。

提案理由。この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備等の必要があるからである。

なお、7ページから23ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

それでは、24ページのほうをお願いいたします。

蟹江町税条例等の一部改正要点。

今回は、税目ごとにそれぞれまとめまして、改正要点をお示したものでございます。

第1条関係、蟹江町税条例の一部改正。

まず、町民税でございます。

第32条、所得割の課税標準。

第33条の9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例。

附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。

附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。

内容といたしまして、個人住民税において、特定配当等、特定株式等譲渡所得金額等に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとされたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

この改正は、令和6年1月1日から適用されます。

第35条の2第1項及び第35条の3、町民税の申告。

給与または公的年金等の受給者に係る住民税申告について、規定の整備を行うものでございます。

この改正は、令和6年1月1日から適用されます。

第35条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書。

第35条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書。

内容としまして、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族等申告書について、記載事項に一定の配偶者の氏名を追加したことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

この改正は、令和5年1月1日から適用されます。

それから、第35条の2の第2項、町民税の申告。

第51条の7、特別徴収税額の納入の義務等。

地方税法施行規則の改正に伴い、条項の整理を行うものでございます。

この改正は、令和6年1月1日から適用されます。

附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除。

附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例。

附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例。

内容といたしまして、所得税の住宅ローン控除の適用者につきまして、所得税額から控除し切れなかった額を、所得税の課税総所得金額の5%、最高で9万7,500円の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除することとされ、適用年度を5年延長し令和20年度まで、それと、居住年を4年延長し令和7年までとすることに伴い、規定の整備を行うものでございます。減収額につきましては、全額国費で補てんされます。

この改正は、令和5年1月1日から適用されます。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例。

租税特別措置法の改正に伴い、条項の整理を行うものでございます。

この改正は、令和5年1月1日から適用されます。

続きまして、法人町民税。

第46条、法人の町民税の申告納付。

地方税法の改正に伴い、条項の整理を行うものでございます。

この改正は、令和4年4月1日から適用されます。

次に、固定資産税。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合。

地方税法の改正に伴い、わがまち特例の規定の整備を行うものでございます。

なお、表をお示ししておりますけれども、表につきましては、対象資産ごとに改正の内容を示したものでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。

内容といたしまして、省エネ改修等を行った既存住宅に係る減額措置の見直し及び適用期限の2年延長に伴い、規定の整備を行うものでございます。

表につきましては、現行制度と改正後の内容をそれぞれお示したものでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、第2条関係。

蟹江町税条例等の一部を改正する条例（令和3年蟹江町条例第11号）の一部改正。

第1条関係の改正に伴い、規定の整備等を行うものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第9 議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にて説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

2ページ、3ページは新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

蟹江町国民健康保険税条例の一部改正要点。

第2条、課税額。

第2項、基礎課税額課税限度額「63万円」を「65万円」に変更。

第3項、後期高齢者支援金等課税額課税限度額「19万円」を「20万円」に変更。

第24条、国民健康保険税の減額。

基礎課税額減額後の課税限度額「63万円」を「65万円」に変更。

後期高齢者支援金等課税額減額後の課税限度額「19万円」を「20万円」に変更。

附則。

第1項、施行日を公布の日からとした。

第2項、改正後の条例の規定は、令和4年度の国民健康保険税から適用し、令和3年度以前の国民健康保険税については、なお従前の例によることとした。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

資料請求というか、前回の3月議会で保険料の見直しがあったわけですがけれども、それと、その後、限度額の、基礎が2万円の後期高齢者の支援が1万円ということで、3万円引き上げるわけなんですけれども、それで、もう少し世帯の、この改正によっての影響する世帯数と、それに伴う限度額でどのくらい変わってくるのか、その分かる資料をお願いしたいと思います。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

ただいま請求がございました資料につきましては、早急に作成させていただいて、ご提示させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 議案第30号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第30号「蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年蟹江町条例第6号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、改正要点にてご説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

提案理由でございます。この案を提出するのは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

3ページから4ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しのほど、お願いいたします。

5ページをお願いいたします。

改正要点でございます。

第2条、用語の定義。

「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改正。

第3条、歩道等。

見出しを「歩道等」から「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改正。

第1項、「自転車歩行者道を設ける道路」を「自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」に改正。

第4項、自転車歩行者専用道路の幅員規定を制定。

第5項、歩行者専用道路の幅員規定を制定。

第6項、第4項を繰り下げし、歩道等の改正及び自転車歩行者専用道路等を追加。

第7項、第8項及び第9項。2項ずつ繰り下げし、自転車歩行者専用道路等を追加。

第7条、視覚障害者誘導用ブロック。自転車歩行者専用道路等を追加。

附則、公布の日を施行日といたします。

以上、ご提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災

建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第11 議案第31号「庁舎屋根防水及び外壁改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第31号「庁舎屋根防水及び外壁改修工事請負契約締結について」。

令和4年5月13日、指名競争入札に付した庁舎屋根防水及び外壁改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記。

- 1、契約の目的、庁舎屋根防水及び外壁改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、金1億2,980万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金1,180万円）。
- 4、契約の相手方、愛知県津島市愛宕町8丁目34番地1 SKビル2階、株式会社相馬建設代表取締役、相馬壽夫。
- 5、支出科目、令和4年度蟹江町一般会計、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、14節工事請負費。

2ページのほうをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。ナンバー1の日起建設株式会社からナンバー12の株式会社那須建築蟹江支店まで12社を表記し、それぞれの自己資本金、総合数値、それと格付をお示ししております。

3ページをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数は、おおむね12社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領第2条の規定に基づく本工事の発注基準は、建築工事・等級A（1億円以上）相当工事である。

3、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第3項に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

4、令和4・5年度蟹江町建設工事業者一覧より、上記2及び3の条件を満たす建築工事・等級Aの業者は2社である。

5、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数12社に満たないため、蟹江町請負業者選定要領第3条第2項の規定に基づき、1段階下位の等級Bの業者のうち上記3の条件を満たす業者1社を追加した。

6、上記5の理由により1社追加しても指名業者数12社に満たないため、海部地区に本社を有し、公官庁工事を受注した実績のある等級Aの業者9社を追加した。

7、上記の理由により、本工事の指名業者として12社を選定した。

4ページのほうをお願いいたします。

令和4年5月13日に執行いたしました当該工事の入札執行調書でございます。

内容といたしまして、建築から45年を経過いたしました本庁舎の大規模改修工事といたしまして、屋上防水の改修工事、それから外壁改修工事等を施工するものでございます。

入札は、指名競争入札による入札により、先ほどの一覧の番号11番の株式会社相馬建設が1回目の入札で1億1,800万円にて落札をいたしました。落札率は79.6%でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は精読とさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

日程第12 議案第32号「須西小学校トイレ改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第32号「須西小学校トイレ改修工事請負契約締結について」。

令和4年5月13日指名競争入札に付した須西小学校トイレ改修工事について、下記のとおり

り請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記としまして、1、契約の目的、須西小学校トイレ改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金9,658万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金878万円）。

4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町西之森二丁目91番地、大藤建設株式会社蟹江支店支店長、村山英敏。

5、支出科目、令和4年度蟹江町一般会計繰越明許、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費。

2ページをご覧ください。

指名業者選定調書でございます。

ナンバー1、株式会社加藤建設からナンバー10、山信建設株式会社まで10社を記載させていただき、自己資本金、総合数値、格付をつけさせていただいております。

3ページをご覧ください。

業者選定基準でございます。

1、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条の規定に基づき、本工事の指名業者数は、おおむね10社以上とする。

2、蟹江町建設工事請負業者選定要領第2条の規定に基づく本工事の発注基準は、建築工事・等級B（2,000万円以上1億円未満）相当工事である。

3、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第3項に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

4、令和4・5年度蟹江町建設工事業者一覧（建設工事）より、上記2及び3の条件を満たす建築工事・等級Bの業者は1社である。

5、蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数10社に満たないため、蟹江町建設工事請負業者選定要領第3条第2項の規定に基づき、1段階上位の建築工事・等級Aの業者2社及び1段階下位の建築工事・等級Cの業者1社を追加した。

6、上記5の理由により3社追加しても蟹江町建設工事入札取扱内規第2条に規定する指名業者数10社に満たないため、海部津島地区に本社を有し、過去5カ年の間において蟹江町が実施した建築工事の入札に誠実に参加した等級Bの業者で工事総合数値の上位6社を追加した。

7、上記の理由により、本工事の指名業者として10社を選定した。

4ページをご覧ください。

令和4年5月13日に執行いたしました当該工事の入札執行調書でございます。

工事内容としまして、須西小学校トイレ改修工事。こちらは須西小学校の北館1階から3階までの階段横トイレブースを改修しまして、男子洋式トイレ3基、女子洋式トイレ12基、多目的洋式トイレ3基に改修するものでございます。

業者ナンバー2、大藤建築株式会社蟹江支店が8,780万円で落札いたしました。落札率は98.4%です。

この工事が完了いたしますと、須西小学校のトイレ洋式化率につきましては73.0%になり、蟹江町全体としましては60.3%となります。

以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第13 議案第33号「学戸小学校トイレ改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第33号「学戸小学校トイレ改修工事請負契約締結について」。

令和4年5月13日指名競争入札に付した学戸小学校トイレ改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記。

1、契約の目的、学戸小学校トイレ改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金7,645万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金695万円）。

4、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19番地1、株式会社加藤建設代表取締役社長、加藤 明。

5、支出科目、令和4年度蟹江町一般会計繰越明許、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費。

2ページをご覧ください。

指名業者選定調書でございます。こちらは、先ほどご説明させていただきました須西小学校と全く同じ内容となっておりますので、後ほどお目通しのほど、お願いいたします。

では、3ページをご覧ください。

業者選定基準でございます。こちらでも須西小学校と同じ内容となります。後ほどお目通しのほど、お願いいたします。

それでは、4ページをご覧ください。

令和4年5月13日に執行いたしました当該工事の入札執行調書でございます。

工事内容といたしまして、学戸小学校トイレ改修工事、こちらは南館1階から3階までの中央階段横のトイレブースを男子洋式トイレ3基、女子洋式トイレ12基、多目的洋式トイレ3基に改修するものでございます。

ナンバー1、株式会社加藤建設が、1回目の入札におきまして6,950万円で落札いたしました。落札率は98.7%でございます。

この工事が完了いたしますと、学戸小学校のトイレ洋式化率が66.7%になり、先ほど申し上げましたとおり、蟹江町全体としましては60.3%となります。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第14 議案第34号「町道路線認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第34号「町道路線認定について」。

道路法第8条第1項の規定により、下記のとおり町道路線を認定するものとする。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

記としまして、路線名、南駅前線。

起点、蟹江町大字今字上六反田1番13地先。

終点、蟹江町大字蟹江本町字クノ割4番5地先。

重要な経過地としまして、関西本線でございます。

提案理由でございます。この案を提出するのは、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるからでございます。

2ページをご覧ください。

位置図になっております。起点をJR蟹江駅から終点を消防署までとする区間で、延長が428.2メートル、幅員が18から68.1メートルです。この68.1メートルの部分については、南側駅前広場の最大の幅の部分となります。

3ページをご覧ください。

都市計画図となっております。赤色の斜線の部分が、今回、南駅前線として道路認定を行う区域でございます。

以上、ご提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第15 議案第35号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

ご提案申し上げます。

議案第35号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,737万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億5,153万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回、第1号補正案につきましては、新型コロナウイルス感染症によります影響が長期化する中、物価高騰等の影響を受けておられる子育て世帯の方々への生活支援費やワクチンの4回目接種に係る費用を全額、国の補助金等を財源として計上させていただくものでございます。速やかな事業着手のため、2号補正とは別建てで、本日もご審議、採決をお願いするものでございます。

なお、関連事業につきましては、この後、全員協議会でご説明をさせていただく予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

では、歳入予算でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額といたしまして6,528万5,000円、内訳といたしまして、衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。

それから、2項の国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額といたしまして1,633万4,000円、内訳といたしまして、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業補助金といたしまして、内訳2種類でございます。事務費のほうが133万4,000円、それから、事業費といたしまして1,500万円の補正の内容でございます。

それから、3目の衛生費国庫補助金、補正額が1,575万9,000円でございます。内訳といたしまして、衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でございます。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、8目低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費、補正額が1,633万4,000円でございます。内訳といたしまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を、職員手当、時間外勤務手当から補助金の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金まで、総額1,633万4,000円を計上させていただくものでございます。

それから、4款の衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。補正額が8,104万4,000円でございます。内訳といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業を需用

費の消耗品費から健康管理システム改修、新型コロナウイルスワクチン追加接種対応の業務委託料まで、総額8,104万4,000円を計上するものでございます。主な大きなものとしたしまして、委託料の新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料でございます。補正額が6,528万5,000円を計上させていただくものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、ここで暫時休憩といたします。

それでは、10時45分から全員協議会を開催いたします。協議会はこの場所で行いますので、よろしくお願いいたします。

では、休憩とさせていただきます。

(午前10時30分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

○議長 佐藤 茂君

議案第35号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第35号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第16 議案第36号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第36号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」。

令和4年度蟹江町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,797万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,951万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回、この2号補正案の主な内容といたしましては、コロナ関連の各種支援事業の令和3年度分事業費の確定に伴う国庫補助金の返還金と町内の消費喚起を図るためのプレミアム商品券発行事業費等を計上させていただくものでございます。

歳入予算でございます。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、補正額といたしまして15万円。内容としまして、衛生費補助金、がん患者アピアランスケア支援事業費補助金でございます。がん患者の方のがん治療による外見変貌を補完する医療用補正具の購入費用の県補助分でございます。

それから、5目商工費県補助金、補正額といたしまして1,400万円でございます。内容といたしましては、商工業振興費補助金、げんき商店街推進事業費補助金、プレミアム商品券発行事業でございます。

それから、20款にまいりまして、20款1項1目繰越金、補正額といたしまして1億2,382万8,000円でございます。内訳といたしましては、前年度繰越金、こちらのほうは歳入歳出の差し引き不足額に充当するものでございます。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が161万7,000円。内訳といたしまして、住民情報管理事業の委託料、町県民税業務委託料でございます。こちらは、法改正に伴う町県民税のシステム改修に係る業務委託料でございます。

それから、同じく2款総務費、5目企画管理費、補正額が143万3,000円でございます。こちらのほうの内訳としましては、正職員の育児休業の取得に伴う代替職員の雇用に係る費用を計上させていただくものでございます。

それから、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額が96万3,000円。それから、その下、2目老人福祉費、補正額が56万1,000円でございます。こちらのいずれも、社会福祉総務費のほうは国民健康保険事業特別会計の繰出金、それから、老人福祉費のほうは介護保険管理特別会計の繰出金、いずれも制度改正によるシステム改修に係る経費を一般会計から特別会計のほうに繰り出すものでございます。

それから、6目子育て世帯等臨時当別支援事業費、補正額が4,974万5,000円。こちらの内訳としまして、子育て世帯等臨時特別支援事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付

金の返還金でございます。返還金につきましては、その下の2項児童福祉費、8目低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費、補正額が1,951万4,000円、それから、その下の9目子育て世帯等臨時特別支援事業費、補正額が680万円、この3つにつきましては全て、いずれも令和3年度分事業費の確定に伴う、それぞれの国庫補助金への返還金でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額が378万4,000円でございます。内訳といたしまして、予防接種事業の扶助費、予防接種費償還払事業として計上させていただくものでございます。こちらについては、子宮頸がんの予防のためのワクチン接種に係る費用の自己負担分の全額を助成させていただくものでございます。

それから、3目保健事業費、補正額が30万円。こちらのほうは、先ほど歳入で申しあげました、がん患者アピアランスケア支援費の計上でございます。

あと、6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額が5,326万1,000円の補正でございます。内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策げんき商店街推進事業費補助金、プレミアム商品券発行事業の計上でございます。コロナの支援策といたしまして、町内の消費喚起を図るため、町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助金を交付するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第17 議案第37号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第37号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」。

令和4年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,661万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額が96万3,000円、2節その他会計繰入金、説明の01事務費等繰入金96万3,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額96万3,000円、12節委託料、1細節委託料、説明の001電子計算管理業務委託料96万3,000円でございます。制度改正に伴いまして、各種様式の性別欄を削除することに加えまして、令和5年度に運用開始をされます納付書へのQRコードの印字を行うためのシステム改修費用を計上させていただくものでございます。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第37号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがひまして、議案第37号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、日程第18 議案第38号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第38号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」。

令和4年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億327万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、補正額56万1,000円、1節事務費等繰入金、説明の02事務費等繰入金56万1,000円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が56万1,000円、12節委託料、1細節委託料、説明の003介護システム改修業務委託料56万1,000円でございます。介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、関係様式の性別欄を削除するためのシステム改修費用を計上させていただくものでございます。

以上のとおりご提案いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は精読とされました。

それで、少し時間が早いんですけども、昼の休憩にさせていただきたいと思っております。

暫時休憩といたします。午後1時から開催ということで、よろしくお願い申し上げます。

(午前11時53分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第31号「庁舎屋根防水及び外壁改修工事請負契約締結について」、議案第32号「須西小学校トイレ改修工事請負契約締結について」、議案第33号「学戸小学校トイレ改修工事請負契約締結について」、議案第35号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、4案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第19 議案第31号「庁舎屋根防水及び外壁改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回、契約の締結ですけれども、防水工事、庁舎の屋根の防水なんですけれども、これってどんな工事の内容なんですか。ちょっともう一度お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

板倉議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の防水工事につきましては、庁舎が、こちら建ててから、まず45年たっておりまして、本格的な防水工事ということが今回初めてとなります。それで、8月から足場を組ませていただきながら、2月までにかけて工事を行ってまいります。その中で、全ての屋根、防水または外壁につきまして、防水加工をさせていただきたく工事ですらさせていただきます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

防水加工で、基本的に塗装ですよ。塗装なのか、その辺と、実際これ、今もう議場も上、屋上なんだけれども、これだけ雨漏りがひどい中で、本当にそれで止まるのか。その辺が、せっかく1億円、今回契約でも1億2,980万円ということで、そんな安い金額じゃないんですよ、1億円以上も使って。

これが何か、どうしてもやっつけ、やっつけと言っちゃいかんのだけれども、後々で防水、何とか止めようということで、耐震やったときに、そのときにやるのが一番、もうちょっと、こんなふうになる前に止められたかなと思うし、その辺もう一度お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

ご質問にお答えさせていただきます。

耐震工事も確かに実施をしておりました。また、部分補修という形で防水工事をさせてい

ただいております、その中で、防水を止めてやっておりましたが、今回、先ほど申し上げたとおり、初めて本格的な防水工事を行わせていただく理由としましては、今までは屋根の上部の防水加工という形をさせていただいていたんですけれども、今回は本当に全て、外壁まで覆いかぶさる工事をさせていただきますので、小さな雨漏りというのは、実際庁舎でも起きておったんですけれども、全てを防水で囲うという形になりますので、それも10年保証という最大の保証の中でやっていきますので、10年保証でやらさせていただきますので、担当としては雨漏りは防げると思っております。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、追加日程第20 議案第32号「須西小学校トイレ改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、追加日程第21 議案第33号「学戸小学校トイレ改修工事請負契約締結について」

を議題といたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、失礼いたします。

午前中に提案させていただき、精読とさせていただいておりました議案第33号「学戸小学校トイレ改修工事請負契約締結について」の議案についてであります。議案の4ページ、入札執行調書の上から2段目、入札日時、令和4年5月13日水曜日と提案させていただきましたが、申し訳ありません、金曜日の誤りでした。大変申し訳ありません、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

私どもも、二重三重のチェックをしておったつもりですが、結果としてこのような事態を招きました。今後は、二度とこのようなことがないように徹底してまいります。今までの二重三重のチェックに加え、特に議案等につきましては、2名以上の者の声出しによつてのチェックをしていきたいと思ひます。今回は大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。失礼します。

○議長 佐藤 茂君

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続いて、追加日程第22 議案第35号「令和4年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

先ほど聞けばよかったですけれども、今回の住民税非課税世帯の臨時給付金なんですけれども、今回も家計急変世帯があります。前回12月のときでも同じような中身があつて、先ほどの答弁でも、500世帯のうち六十二、三でしたよね。そこで、実際に、本当に救済しな

いといけない人がちゃんと申請しているのか。その辺を、前の12月議会のときでも、ちゃんとお知らせをするということ saying いたんだけど、多分広報や何かには載せてくると思うし、実際に、じゃ見ていない人、本当に対象の人が見ているのかどうかですよ。

その辺を、もうちょっとフォローする形をちょっと取れないのか。対象者に、先ほどもちょっとみんなで話しておったんだけど、対象になりそうな人、それは結構分かると思うんですよ。住民税非課税より、ちょっと昨年、均等割しかかかっていなかった世帯とか、その辺をもうちょっとフォロー的に、こういう制度があるのでという、直接お手紙出すとか、その辺の考えってないでしょうか。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問ございました家計急変に対するフォローというところでございますけれども、現状といたしまして、社会福祉協議会や町とかのところで、いろんなところでご相談された方には、こういう制度がございますよという形でご案内をさせていただいて、状況を聞きながら、申請をしていただくところで、ご案内をしているような状況でございますけれども、どなたが対象者かというようなところにつきましては、町の住民課のほうではちょっと把握が難しいというところで、その方たちにお手紙を出すというようなところは、現在のところ、ちょっと難しいのかなというところは考えておりますが、ただ、いろんなところの相談体制で、そういうところの方にお声かけさせていただいて、こういう制度がありますよということで周知はさせていただいておるのが状況でございますので、引き続きそのあたりを強化してやっていきたいなというところで考えております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後1時11分)